

北谷公園温浴施設等整備・管理運営事業 特定公園施設譲渡契約書（案）

【留意事項】

- ・ 1桁数字は全角、2桁以上数字は半角に統一。
- ・ ●は公募開始時においても未定である一方、ブラケット（〔●〕）内は公募開始時まで確定し、記入することを想定。
- ・ 条項番号は、条ずれが生じない程度に内容が固まった段階で、全体的に見直す予定。

令和●年●月

北谷町

北谷公園温浴施設等整備・管理運営事業

特定公園施設譲渡契約書

北谷町（以下「甲」という。）と、署名欄記載の各構成法人（以下総称して「乙」という。）は、北谷公園温浴施設等整備・管理運営事業（以下「本事業」という。）における特定公園施設の譲渡に関して、以下のとおり譲渡契約（以下「本契約」という。）を締結する。

なお、本契約において別段の定めがある場合及び文脈上別意に解すべき場合を除き、本契約において用いる用語の定義は、甲及び乙の間で締結された令和●年●月●日付「北谷公園温浴施設等整備・管理運営事業 基本協定書」（以下「基本協定」という。）に定められたとおりとする。

（総則）

第1条 甲及び乙は、特定公園施設の譲渡に関する事項については、本契約のほか、基本協定並びに公募設置等指針等及び認定計画が適用されることを確認する。

2 乙は、基本協定の規定に従って、特定公園施設を整備して甲に譲渡するものとする。

3 乙の各構成法人は、本契約に基づく乙の義務を連帯して履行する責任を負う。

（譲渡の対価）

第2条 特定公園施設の譲渡の対価は、無償とする。

（特定公園施設の引渡し）

第3条 乙は、基本協定第【70】条第1項に基づき、特定公園施設引渡予定日において、別紙に記載する特定公園施設の引渡しを行うものとし、甲は、基本協定第【60】条及び第【61】条に基づく完了検査及び完成確認の手続が完了し、基本協定第【61】条第3項の完成確認通知書が交付されたことを条件に、引渡しを受けるものとする。

2 前項に基づき引渡しが行われた特定公園施設は、当該引渡しと同時に、所有権が甲に移転する。

3 甲が所有権取得に関する不動産登記を行う場合において甲が要請したときは、乙の費用において必要な書類作成その他の協力を行う。

（契約不適合責任）

第4条 特定公園施設に関する乙の契約不適合責任については、基本協定第【72】条の規定するところによる。

(契約の解除)

第5条 第[3]条による特定公園施設の引渡し前に、理由の如何を問わず基本協定が解除され又は終了した場合、特定公園施設に関する本契約も解除される。その場合の原状回復については基本協定第[82]条の規定に従う。

(権利義務の譲渡等)

第6条 乙は、甲の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位並びに本契約に基づく権利及び義務を第三者に譲渡し若しくは承継させ、又は担保に供することその他一切の処分を行ってはならない。

(本契約書の変更)

第7条 本契約は、甲及び乙の書面での合意がなければ変更することができない。

(誠実協議)

第8条 本契約又は基本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、甲及び乙は誠意をもって協議により解決するものとする。

(準拠法)

第9条 本契約は、日本国の法令に準拠し、日本国の法令に従って解釈する。

(裁判管轄)

第10条 本契約に関する紛争（調停を含む。）については、那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(以下余白)

以上を証するため、本契約書2通を作成し、甲及び乙は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和●年●月●日

甲： 沖縄県中頭郡北谷町桑江一丁目1番1号
北谷町
北谷町長 渡久地 政志 印

乙：

代表法人 【住所】
【商号】
【代表者】 印

構成法人 【住所】
【商号】
【代表者】 印

構成法人 【住所】
【商号】
【代表者】 印